

堺市公報 号外第1号	平成29年12月22日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	2
○堺市営住宅条例の一部を改正する条例 【建築都市局住宅部住宅管理課】	2
○堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 【建設局土木部路政課】	3
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局学校教育部学校指導課】	10

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例（平成29年条例第52号）
都市計画法の一部改正により新たな用途地域として創設された田園住居地域について、その周辺にラブホテルを建築することを市長が同意しない地域として加えるもの
- 堺市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年条例第53号）
公営住宅法施行令の一部改正に伴う条ずれ整備等を行うもの
- 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第54号）
 - (1) 地価の変動等に鑑み、本市における道路、河川、法定外公共物及び公園に係る占用料等の額を改定するもの
 - (2) 堺市道路占用料条例において、地下に設ける購買施設等に係る道路占用料の区分を新たに設けるもの
 - (3) 法定外公共物に係る使用料及び河川に係る占用料に関する督促手数料及び延滞金に関する規定を追加するもの
 - (4) 占用料等に係る規定の明確化、整備等を行うもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第55号）

本市の附属機関の一つである堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に係る委員の任期について見直しを行い、1年とするもの

条 例

堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市条例第52号

堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市条例第53号

堺市営住宅条例の一部を改正する条例

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。
目次中「第45条の13」を「第45条の16」に改める。
第2条第1号イ中「同法」を「改良法」に改める。
第30条から第31条の2までの規定中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市条例第54号

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。

第2条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に改め、「とき」の次に「、及び算定した占用料の額が道路の占用1件につき1円に満たないとき」を加える。

第10条第1項本文中「督促状指定期日を」を「督促状指定期日の」に改め、同条第2項中「365日当り」を「365日当たり」に改める。

第11条中「えない」を「得ない」に、「督促手数料」を「又は督促手数料」に改める。別表中表の部分の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,300円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,100円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	840円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	59円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		84円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		590円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		840円	
	外径が1メートル以上のもの		1,700円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	840円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,700円	
	地下に設ける通路		1,000円	
その他のもの		2,800円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	34円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	340円	
道路法施行令(昭和27年政	看板(アーチであるも	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	340円

令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	のを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	34円
		その他のもの	1本につき1月	340円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	34円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	340円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400円
その他のもの			1,700円	
令第7条第2号に掲げる発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	340円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する許可」の次に「(以下単に「許可」という。)」を加え、「1年を超えるものに係る」を「複数年度にわたる場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、既存の占用物件を継続して占用するに当たり新たに許可を受けた場合における初年度分の流水占用料等については、当該年度の5月31日までに徴収する。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(督促手数料)

第5条 流水占用料等を納期限内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき、郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第6条 流水占用料等の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、流水占用料等滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第7条 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

別表中「2,000円」を「2,400円」に、「71円」を「84円」に、「110円」を「130円」に、「140円」を「170円」に、「280円」を「340円」に、「710円」を「840円」に、「1,400円」を「1,700円」に改める。

別表の備考第3項中「10円と」を「切り上げるものと」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項の次に次の1項を加える。

3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「たい積する」を「堆積する」に改める。

第4条第1項中「市長の許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、「許可を受けた」を「使用許可を受けた」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「使用許可」に改める。

第5条第1項中「前条第1項の許可(以下「使用許可」という。)」を「使用許可」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料については、当該年度の5月31日までに徴収する。

第9条の次に次の3条を加える。

(督促手数料)

第9条の2 使用料を納期限内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき、郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第9条の3 使用料の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、使用料滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第9条の4 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

第14条中「市長の承認」の次に「(以下「施行承認」という。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(工事原因者の工事の施行等)

第15条 市長は、次に掲げる行為等により必要となった法定外公共物に関する工事又は維持について、当該行為等をした者に行わせることができる。

- (1) 法定外公共物の維持管理に関係のない工事
- (2) 法定外公共物を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 法定外公共物の補強、拡幅等の構造変更

2 前条又は前項に規定する法定外公共物に関する工事又は維持に要する費用は、当該行為等をした者の負担とする。

第16条第1項中「第14条の承認（以下「施行承認」という。）」を「施行承認」に改める。
第18条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第3条各号に掲げる行為をした者

別表中「2,000円」を「2,400円」に、「120円」を「140円」に、「12円」を「14円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「990円」を「1,200円」に、「71円」を「84円」に、「110円」を「130円」に、「140円」を「170円」に、「280円」を「340円」に、「710円」を「840円」に、「1,400円」を「1,700円」に改める。

別表の備考第2項を次のように改める。

2 使用料の算定の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表の備考第8項を同表の備考第9項とし、同表の備考第7項の次に次の1項を加える。

8 算定した使用料の額が使用1件につき1円に満たないときは、使用料を徴収しないものとする。

(堺市公園条例の一部改正)

第4条 堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「算定」を「算定等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 使用面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第21条に次の3項を加える。

4 算定した使用料等の額が使用又は占用1件につき100円に満たないときは、これを100円とする。

5 算定した使用料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

6 第12条及び前各項の規定にかかわらず、算定した使用料等の額が、使用又は占用1件につき1円に満たない場合は、使用料等を徴収しない。

別表第1中「850円」を「990円」に、「160円」を「190円」に、「1,470円」を「1,700円」に、「1,150円」を「1,300円」に改める。

別表第2中「1,300円」を「1,600円」に、「2,000円」を「2,400円」に、「2,700円」を「3,300円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「1,900円」を「2,200円」に、「2,600円」を「3,100円」に、「12円」を「14円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「50円」を「59円」に、「71円」を「84円」に、「110円」を「130円」に、「140円」を「170円」に、「210円」を「250円」に、「280円」を「340円」に、「500円」を「590円」に、「710円」を「840円」に、「1,400円」を「1,700円」に、「990円」を「1,200円」に、「340円」を「540円」に、「115円」を「130円」に、「80円」を「93円」に、「320円」を「370円」に、

「6,480円」を「7,600円」に、「20円」を「23円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中堺市道路占用料条例第10条及び第11条の改正規定

(2) 第2条中堺市準用河川占用料条例第2条の改正規定

(3) 第3条中堺市法定外公共物管理条例第3条から第5条まで、第7条、第14条から第16条まで及び第18条の改正規定

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市道路占用料条例及び堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、平成30年4月1日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に占用が始まり、同日以後も引き続き占有している物件で、占有期間が1年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

6 この条例による改正後の堺市公園条例の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日以後の使用許可又は占有許可の期間（以下「使用期間等」という。）に係る使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用期間等に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用又は占有（以下「使用等」という。）が始まり、同日以後も引き続き使用等している物件で、使用期間等が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

(経過措置)

8 この条例の施行の際、現に道路占有者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占有物件に係る平成30年度以降の各年度の占有料の額は、占有料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占有料の額が前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額（次項において「調整占有料額」とい

う。)を超える場合には、この条例による改正後の堺市道路占用料条例（次項において「新条例」という。）の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

- 9 この条例の施行の際、現に道路占用者である者（前項に掲げる者を除く。）の占用物件に係る平成30年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。



堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

堺市長 竹山修身

堺市条例第55号

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会の項を次のように改める。

堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会	本市が発注する人材派遣業務(英語教育に関するものに限る。)に係る随意契約の締結に当たって行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	1年
-------------------------------------	--	------	----

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。